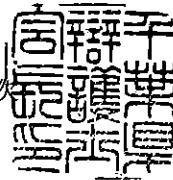


## 被災者の既存住宅ローン等の減免措置を求める意見書

平成23年7月1日

千葉県弁護士会

会長 木 村 龍 次



### 意見の趣旨

- 1 東日本大震災・原子力発電所事故によって住宅や自動車・事業用資産について被害を被った被災者の、当該資産に関する既存債務について、債務免除等負担の減免のための財政措置や立法措置を含む各種措置を講じられたい。
- 2 負担減免措置を行うに当たっては、既存債務の保証人についても主債務者同様に減免されることとされたい。

### 意見の理由

東日本大震災並びに原子力発電所事故は、未曾有の人的・物的被害を発生させ、その被害は未だに復旧・復興の目処が立っていない状況にある。

千葉県においても、海岸沿いの建物等が津波被害に遭ったほか、海岸沿いや沿地・田などの埋立地域に建造されていた建物を中心に液状化による甚大な被害が発生している。

千葉県弁護士会が行った県内の被災地向け相談（電話・訪問）によると、相談件数のうち1割程度が住宅ローンやリース物件に関する相談であった。この中には、購入したばかりの建物が液状化等で損壊したため契約解除できないかどうかといった深刻な問題が数多く含まれている。

こうした被災者達が一日も早く復興するには、少なくともゼロからのスタート地点に立つことが重要である。特に住宅ローンや自動車ローン、事業用ローンなど額が大きい債務については、生活や事業に必要不可欠な資産を失ったままの状態でこれを放置すると復旧・復興への大きな妨げとなり、ひいては日本社会全体・地域社会全体の復興にとっても悪影響を及ぼすことが懸念される。そして、このような場合に、自己破産等の個別の法的手続をとったのでは、それ自体がもたらす再生阻害効果及び手続の迅速性・費用負担の問題から、生活・事業の迅速な再建ははかれない。

また、こうしたローンの保証人についても債務免除等の措置を講じなければ、結局保証人に迷惑をかけることをおもんぱかって自らの負担減免措置をとることに躊躇することは目に見えている。このため保証人についても主債務者と同様の減免措置をとることが必要である。

よって上記趣旨の実現を強く望むものである。

以上